11/30 朝日

後期高齢者医療の保険料

300万人超 軽減廃止へ

厚労省方針

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度で、厚生労働省は保険料を軽減している特例の一部を来年度から廃止する方針を固めた。中程度の所得層の世帯が対象。75歳になるまで夫や子どもらの扶養に入っていた人に対する軽減特例は、2018年度までに2段階で全廃する。対象者は延べ300万人以上になる。

30日の社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の部会で提案し、与党と調整して年内に決定する。いずれのケースも収入に応じて保険料負担が増える。

08年度に始まった後期高齢者医療制度の保険料には定額分と所得比例分があり、それぞれ低・中所得層（年金だけの収入なら夫が年約211万円未満、妻が年80万円以下の夫婦世帯）に対する軽減特例がある。さらに、被扶養者への優遇がある医療保険制度から移って保険料が急増することを避けるため、扶養されていた高齢者らの保険料も特例で軽減されている。

年金収入が年153万～211万円の中所得層約160万人については、5割軽減されている所得比例分の特例を来年度に廃止する。例えば年金収入が年211万円なら全国平均で、毎月の保険料は4090円から6290円に上がる。

■軽減特例の廃止で後期高齢者の保険料は――

対象者	2017年度に月額保険料はこう変わる
年金収入153万円～211万円の後期高齢者（約160万人）	4090円→6290円（年金収入211万円の場合）
75歳になる時点で会社員らの被扶養者だった後期高齢者（約169万人）	380円→1890円（年金収入170万円の場合）

「年金収入」は、夫婦世帯で妻の年金が80万円以下の場合の夫の年金額。保険料は全国平均

75歳になるまで扶養されていた約169万人については、定額分の9割軽減を来年度から5割軽減に縮小。年金収入が年170万円なら保険料は月380円が1890円になる。さらに18年度以降は、77歳以上になる人の軽減特例をやめる。

年金収入が168万円未満の低所得層の軽減特例は、定額分を本来の7割から最大9割まで引き上げる内容。この特例は20年度までに段階的に廃止するか、介護保険料を軽減する低所得者対策とあわせて廃止するかを検討する。こうした見直しで、国の歳出は年350億円以上減る。

また、長期療養を目的とする医療療養病床に入院する患者の光熱水費の値上げは、来年10月から実施する方針。現在月320円を徴収している軽症の高齢者ら約5万人は370円になる。いまは無料の重症高齢者ら最大約16万人については新たに200円を徴収し、18年4月に370円とする。難病患者や短期入院が原則の一般病床の患者には新たな負担を求めない。

一方、かかりつけ医以外を受診した患者の追加負担や、金融資産が多い患者の自己負担増、市販されている薬を病院が処方した場合の患者負担増といった課題は見送る方針だ。

（生田大介）